

「行政処分等の公表（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令について）」

- 1 対象者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地）

法人名 砂押プラリ株式会社

所在地 宮城県加美郡加美町上多田川字岩滝 1 3 7 番地の 1

- 2 行政処分を行った日

令和 6 年 3 月 2 9 日

- 3 行政処分の内容

宮城県大崎保健所が、砂押プラリ株式会社に対して、同社の事業敷地内（宮城県加美郡加美町上多田川字岩滝 1 2 6 番 5 外）で保管されている特別管理産業廃棄物（以下「当該廃棄物」といいます。）の保管数量を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に定める特別管理産業廃棄物処理基準に適合するように、特別管理産業廃棄物処分業許可取消し前の中間処理施設の 1 日当たりの処理能力に相当する数量に 1 4 を乗じて得られる数量以下になるまで減少させることを命じたもの

- 4 行政処分の履行期限又は履行期間

- (1) 着手期限

令和 6 年 4 月 3 0 日

- (2) 中間履行期限

下記別表 1 欄に掲げる各期日までに、下記別表 2 欄に掲げる数量まで当該廃棄物を減少させること。

第 1 欄	令和 6 年 7 月 3 1 日	令和 6 年 1 0 月 3 1 日
第 2 欄	3, 3 8 2 立方メートル	1, 8 7 4 立方メートル

- (3) 最終履行期限

令和 7 年 1 月 3 1 日

- 5 行政処分の根拠法令

法第 1 9 条の 1 0 第 2 項により準用する法第 1 9 条の 5

- 6 行政処分の原因となった事実

砂押プラリ株式会社は、令和 5 年 1 1 月 6 日付けで特別管理産業廃棄物処分業許可を取り消された後も、同社事業敷地内で、特別管理産業廃棄物を特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない状態（注）で保管している。

（注）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 5 第 1 項第 2 号リ（3）、令第 6 条の 5 第 1 項第 2 号リ（1）によりその例によることとされる令第 3 条第 1 号リ（1）（イ）、同号リ（2）（イ）及び同号リ（2）（ハ）の規定に適合しない状態